

令和 8 年度第 1 回船橋市青少年問題協議会

議事録

令和 8 年 7 月 30 日（木）
午前 10 時 00 分～11 時 14 分
市役所 6 階 602 会議室

- 1 市長挨拶
- 2 委員自己紹介
- 3 議題
 - (1) 会長・副会長の選出について
 - (2) 船橋市の小中学校における防火体制について
【保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室】
 - (3) 110 番通報時の実際の対応について
【船橋警察署・船橋東警察署 生活安全課】
 - (4) 子供の居場所づくり事業について
 - ①朝の子供居場所づくり事業について
【教育総務課】
 - ②児童ホームを活用した 17 時以降の子どもの居場所づくり事業について
【放課後児童支援課】
 - (5) 船橋市児童福祉審議会委員の推薦について
【青少年課】
 - (6) 令和 7 年度青少年関係事業実績報告及び令和 8 年度青少年関係事業実施計画について
【青少年課】
- 4 報告事項
 - (1) 船橋市青少年補導委員連絡協議会 50 周年記念行事について
【船橋市青少年補導委員連絡協議会】
 - (2) 児童死亡事例対応検証報告書について
【こども政策課】
 - (3) 児童相談所の開設について
【児童相談所】

午前 10 時 00 分 開会

○事務局

本日はお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を担当させていただきます青少年課の津田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、令和 8 年度第 1 回船橋市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

初めに、松戸徹船橋市長よりご挨拶をお願いいたします。

○松戸市長

皆様、おはようございます。今日も大変暑い日になりましたけれども、令和 8 年度第 1 回青少年問題協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

そして何よりも、日頃から、それぞれの委員の皆様の所属団体の活動をはじめとして、協議会としても、様々な形で青少年の健全育成のために長期にわたってご尽力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。本当にいつもありがとうございます。

今年は半年を過ぎていろんなことがありましたけれども、船橋市におきましては、一つ大きなトピックスとして、7 月に独自の児童相談所をオープンすることができました。これまで市としては、こども家庭センターのサポートをやっておりましたけれども、シームレスで、トラブルといえますか、リスクがあった子供たちのことをしっかりと支えていく体制ができましたので、その辺も含めてしっかりと子供たちの育成のために取り組んでいきたいと思っております。

そして、今、社会的には、今までは SNS のことが取り上げられましたけれども、闇バイトのことなど、大人が気がつかないところで子供たちがいろんな犯罪に巻き込まれるようなケースが本当に増えてきております。そういった意味からも、様々な形でその時々のことをテーマに皆様に協議をしていただくことが本当に大切になります。

今、船橋市は、6 歳から 18 歳未満の子供たちの数が 6 万 6,000 人を超えている状況でございます。この子供たちをどうやって育んでいくか、今の育み方が 10 年後、20 年後の社会を変えていくことになりますので、しっかりとした形で取り組んでよりよい社会をつくっていく、そういった体制も整えていかなければいけないと思っております。

今日は、議題で北区の小学校の火災を受けた小中学校における火災のときの対応や 110 番のときの対応を取り上げていただいておりますけれども、こういったことを皆様と共有させていただく中で、また次に向かう施策に取り組んでいきたいと思っております。

今、市としても、先ほど言った児童相談所だけではなく、子供たちの居場所づくりや不登校のことなど、様々な形でやっていくことがございますけれども、各委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をお出しいただいて、船橋市の子供たちをしっかりと育むためにお力添えをいただければと思っております。

皆様方の日頃の活動に対して改めて感謝を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。よ

ろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございました。

市長におかれましては、公務のため、ここで退席されます。

○松戸市長

では、よろしくお願いします。

(松戸市長 退席)

○事務局

まず、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、5点ございます。「次第」、「席次表」、ホチキス留めの「令和8年度第1回船橋市青少年問題協議会資料」、表紙に「令和8年度船橋市青少年問題協議会」と書いてあります黄色の冊子、最後に「船橋市青少年補導委員連絡協議会 設立50周年記念号」の5点となります。恐れ入りますが、不足資料がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

今回、第3号委員の皆様の任期満了に伴い、新たに委嘱状を交付させていただきました。そのほかにも初めてのご出席となる方もいらっしゃいますので、皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。お配りした席次表の草場委員から半時計回りに丹羽委員まで、一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

○草場委員

皆様、おはようございます。市議会議員の草場智泉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○青木委員

皆様、おはようございます。同じく市議会議員の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩井委員

おはようございます。市議会議員の岩井友子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻本委員

中学校長会、御滝中学校の辻本です。よろしくお願いいたします。

○本庄委員

おはようございます。ふなばし地域若者サポートステーションの本庄です。よろしくお願いいたします。

○早川委員

おはようございます。船橋市自治会連合協議会の早川といいます。よろしくお願いいたします。

○小出委員

おはようございます。船橋市社会福祉協議会の小出と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○戸松委員

おはようございます。船橋地区保護司会の代表をしております戸松篤司と申します。今後よろしくお願いいたします。

○加瀬委員

おはようございます。青少年センター運営協議会の加瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○奥野委員

おはようございます。船橋市児童相談所の奥野と申します。よろしくお願いいたします。

○鈴木（尚）委員

こども家庭部の部長をしております鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木（靖）委員

おはようございます。生涯学習部長の鈴木靖弘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚委員

少年少女団体連絡協議会の会長をしております大塚と申します。よろしくお願いいたします。

○原野委員

おはようございます。船橋市PTA連合会の原野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○上川名委員

おはようございます。青少年相談員連絡協議会より参りました上川名優子と申します。よろしくお願いいたします。

○山崎委員

おはようございます。船橋市スポーツ協会の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○丹羽委員

青少年補導委員連絡協議会の丹羽と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、本日の委員の出欠状況でございます。船橋警察署長の中野委員、船橋東警察署長の豊島委員、スポーツ推進委員協議会の青鹿委員、社会教育委員の橋田委員、民生児童委員協議会の岩瀬委員、地域子育て部長の小澤委員、学校教育部長の長谷川委員、市立船橋高等学校長の近藤委員は欠席されております。

なお、船橋市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

会議の開催に先立ちまして、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する

附属機関の会議は原則として公開することとなっております。議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は公開としております。傍聴人の定員を先着5名までとして市のホームページに掲載し、傍聴人の受付を行いましたところ、傍聴人はいらっしゃいませんでした。

また、本会議は、議事録を作成し、市のホームページで公表することとなります。そのため、議長選任後に議事録署名人となる委員2名を選出し、署名をいただくこととなります。

それでは、議事に入らせていただきます。

船橋市青少年問題協議会条例第5条第1項の規定により会長が議長を務めることとされておりますが、3号委員の任期満了に伴い、新たに委員委嘱をしたことから、現在、会長及び副会長が選出されておられません。会長が選出されるまでの間、事務局で仮の議長を担当し、会長が決まりましたら、その後、会長に議長として議事の進行をお願いするという方法をご提案したいのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局

ありがとうございます。それでは、事務局で仮の議長を担当させていただきます。

○仮議長（青少年課長）

おはようございます。青少年課、由良でございます。よろしくお願いいたします。仮の議長を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、1つ目の議題に入ります。

これ以降、ご発言の際にはご自身の所属とお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

議題(1)の「会長・副会長の選出について」ですが、青少年問題協議会の会長、副会長につきましては、条例第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることとされております。

まず、会長の選出の方法についてお諮りします。つきましては、簡便ではございますが、指名推選による方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長（青少年課長）

ありがとうございます。それでは、指名推選で会長の選出を行わせていただきます。どなたかご推薦をお願いできますでしょうか。

加瀬委員、お願いいたします。

○加瀬委員

前回の協議会の会長もお引き受けしてございましたし、本会議に精通されておりますので、引き続き丹羽委員を推薦させていただきます。

○仮議長（青少年課長）

ありがとうございます。ただいま会長に丹羽委員のご推薦がございましたが、皆様いかが

でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長（青少年課長）

ありがとうございます。それでは、丹羽委員が会長に決しました。

これをもって仮議長の任を解かせていただきます。

これにより、船橋市青少年問題協議会条例第5条第1項の規定により、会長に会議の進行をお願いいたします。

丹羽委員、会長席にご移動をよろしくをお願いいたします。

(丹羽委員、会長席へ移動)

○議長（丹羽会長）

改めまして、おはようございます。引き続き会長を務めさせていただくことになりました丹羽と申します。よろしくお願いいたします。

本当に市の青少年関係の大勢の方にお集まりいただいておりますので、皆さんの忌憚のないご意見をいただきながら協議を進めてまいりたいと思います。力不足ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

引き続き、議事に移ります。

まず、議事録署名人につきましては、船橋市自治会連合協議会の早川委員と船橋市スポーツ協会の山崎委員をお願いいたします。議事録が出来次第、事務局よりご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、副会長の選出方法をお諮りしたいと思います。先ほどと同様に指名推選としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは、副会長選出につきまして指名推選で行います。どなたかご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

○小出委員

社会福祉協議会の小出です。

副会長の推薦ということで、本庄委員を推薦したいと思います。本庄委員は、地域若者サポートステーション所長として15歳から49歳まで幅広い年代に対する就労支援に従事されており、青少年の就労問題全般に深い知見をお持ちです。特に社会問題となっているひきこもり状態の方々の就労支援に多数携わってこられた実績は、青少年問題を総合的に検討する上で重要な経験と言えと考え、推薦させていただきます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

ただいま本庄委員のご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

それでは、本庄委員、副会長席へお移りいただきまして、ご挨拶をお願いいたします。

(本庄委員、副会長席へ移動)

○副議長（本庄副会長）

このたび、船橋市青少年問題協議会の副会長を拝命いたしました本庄です。大変光栄に思ふとともに、その責任の重さを感じております。

私は、日頃、地域若者サポートステーションで若者の就労支援に携わる中で、多くの青少年やそのご家族、地域の皆様と関わらせていただいております。この経験を少しでも本協議会の活動に生かして、委員の皆様と力を合わせながら、船橋市の青少年が安心して健やかに成長できる地域づくりに微力ながら尽力してまいります。どうぞご指導、ご協力のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

それでは、続けてまいります。議題（２）の「船橋市の小中学校における防火体制について」です。保健体育課児童・生徒防犯安全対策室よりお願いいたします。

○児童・生徒防犯安全対策室長

児童・生徒防犯安全対策室の山下と申します。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料の１ページ目をご覧ください。

令和８年６月１９日に東京都北区の小中学校において負傷者を伴う火災が発生したことから、関係部署と協議し、教育長名にて「学校における火災防止及び避難方法の確認について」という文書を発出しました。それが今の資料の１ページ目になります。

内容は、毎月の安全点検の徹底、避難経路図及び掲示の確認、通常経路から避難できない場合の避難経路の再検討、学校施設における避難器具などの使用方法の確認などを指示したところです。

現在、市内の小中学校では、防火扉や防火シャッターなどの防火設備については建築基準法に基づき年に１回、救助袋などの消防用設備については消防法に基づき年に２回、それぞれ専門業者による点検を行っております。

また、教職員による施設設備などの安全点検も、学校保健安全法では毎学期１回以上としているところを毎月１回実施しております。

避難訓練につきましては、消防法に基づき年１回実施しており、救助袋を実際に使用して訓練を行う場合は専門業者の立会いの下で行っていると聞いております。

これまでの間、消防局予防課と協議を重ねており、消防局から校長会などに出向いていただき、校長先生方に向けて学校の防火安全対策の注意喚起をしてもらいました。

令和８年７月１５日付、消防局長からの通知では、消防局が作成した防火安全上の重点チェック表の活用が勧められており、これを各学校にも配布しました。

また、今後は管轄消防署による防火管理状況や避難管理を主眼とした立入検査を実施するとも聞いております。

ほかにも、実際に 119 番通報を行う避難訓練、消火器や屋内消火栓設備などの取扱いや操作などの習熟を目的とした研修の参加なども学校に呼びかけております。

教育委員会としましても、防災に係る安全点検やより実効性のある避難訓練の実施など、関係部署と連携し、児童・生徒の安全が確保されるよう対応の徹底に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

ただいまご報告をいただきましたけれども、委員の皆様からご意見、ご質問等を受けてまいりたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

○加瀬委員

青少年センターの加瀬です。

今回の北区の小学校の火災は音楽準備室から出たということですが、その後も、つい最近どこかでも音楽準備室からの火災が 1 つあったかなと思います。

船橋市に限らず、どちらでも学校というのは校舎が長いものですが、私の近くの小学校では校舎の端っこに非常階段があります。校舎の端に避難階段があれば今回のようなことがあってもすぐ逃げられたと思います。学校の中での火災というのはほとんど考えられないですし、今回起きたのは特殊なケースではあったのですが、校舎の端に避難階段のない学校も多分市内にあらうかと思いますので、できることであれば表階段をつけておけば速やかに避難できると思います。

例えば、長い校舎の中の真ん中で火事が起きたときに一番端にいる子供はどこから逃げるかといったら、学校の中の階段というのは大体中心部分にあらうかと思うので、その中心のところが火事になった場合は逃げられない、避難できないわけです。そういうことを考えると、お金もかかりますけれども、各校舎の表に非常階段をつけておけば避難できるのかなと思います。その辺のところを委員会のほうでご検討いただければという提案です。よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。提案ですので、こちらは今後参考にさせていただくということで、よろしくお願いいたします。

そのほかには。よろしくお願いいたします。

○原野委員

お世話になります。PTA 連合会の原野と申します。

一昨日、熊本で大きな地震があり、こういった火災におけることもそうですが、災害時の行動はすごく重要なのだらうなと感じております。

この北区の火災のときに救助袋が作動しなかったという報道を耳にしました。ここで安全点検を毎月されているということですが、避難訓練というのは年にどれぐらいやっているのか、あと、救助袋を使った避難訓練をどれぐらいしているのかを伺えたらと思います。

○議長（丹羽会長）

この辺りはいかがでしょうか。お答えいただけますか。

○児童・生徒防犯安全対策室長

児童・生徒防犯安全対策室の山下と申します。

いつどのような訓練をやっているのかというところは把握しているのですが、すみません、回数までは正直こちらのほうでは把握しておりません。訓練の種類自体は、火災の訓練と地震と火災を組み合わせた訓練、あと、避難袋を活用した訓練を実際に行っているということは把握しております。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

よろしいですか。

○原野委員

はい、ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

報道によると、救助袋を使った訓練をしているところは、船橋は分かりませんが、他の自治体だと割と少ないということがあって、この前の東京での火災の後も、それに伴って実際に救助袋を使った訓練を行っているという報道もされております。

前回の北区の小学校のときは、後ほどの報道ですと、先生が救助袋を開けて、この場では使えないという判断でひさしから逃げたということになっておりましたけれども、その後、消防局の点検等では救助袋には異常がなかったということでした。

先ほど加瀬委員からありましたように、今回は本当に特別な事情で出火ということになりましたけれども、その後、7月14日にも長崎県の雲仙市で音楽準備室から発火ということで、こちらは原因がよく分かっていないようです。

そういった万一のことは想定外とよく言われますけれども、こればかりは人命に関わることでですので、想定外の扱いとは言い切れないと思います。常日頃、時間がない中ではあると思いますが、訓練を実施していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、この件についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次へ移ります。

議題（3）です。「110番通報時の実際の対応について」ということで、船橋警察署・船橋東警察署生活安全課よりお願いしたいと思います。

なお、本議題に係る資料はありません。よろしくお願いいたします。

○船橋東警察署生活安全課長

船橋東警察署の生活安全課長をしております奥田と申します。

今回、「110 番通報時の実際の対応について」ということで、あらかじめご質問いただいている内容をご説明させていただきます。

家庭内トラブルについて、110 番で気軽に相談してくださいということで相談しているが、児相通報発とはいえ、阿部監督の逮捕の件もあり、意図しない範囲で相談対象者が逮捕されるケースがあるならば、このまま気軽に相談してよいですよと言ってよいのか分からない。そのため、逮捕に至るのは何らかの継続した事象が確認できた場合なのか、対応の流れを確認したいという内容でご質問いただいているものになります。

まず、警察に気軽に相談してください、110 番通報を気軽に利用してくださいというところになりますが、110 番通報は基本的には緊急時の通報ダイヤルとなっております。もし緊急性がなければ、最寄りの警察署にご相談いただくのがベストなのかなというところで、まず、110 番の利用についてはそういったところでご説明させていただきたいと思います。また、家庭内のトラブルについては、ほかに 189 というダイヤルもございますので、そういったところも利用してご相談いただくのが一番いいのかなとも思います。

あと、ご質問の中で気軽に相談してよいですよと言ってよいのか分からないということがありました。相談した後には何が考えられるのかというところのケースもご紹介していただくといいのかなと思います。例えば、児童の保護を優先するとか、避難をさせる、また、行為者、虐待者に対しての検挙、指導など、そういったケースがいろいろあるよというところのご説明をいただくのが一番いいのかなと思います。

最後に、逮捕に至るのは何らかの継続した事象が確認できた場合なのか、対応の流れを確認したいというご質問をいただいているのですが、これについてはケース・バイ・ケースで、警察が総合的に判断して逮捕の必要性を確認して事件にしていくところになります。ですから、具体的にこれはというのはお答えできないのですが、常に危険性がどれくらいあるのかというところや、その行為者が罪証隠滅、逃亡のおそれがあるなど、逮捕の必要性がある場合は逮捕に踏み切ることもございます。ですので、継続した事象が確認できた場合なのかというところは一概にはお答えできませんということでご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

以前、会議等でお話が上がったと思いますけれども、要は、家族トラブルの中でもし子供に手を出してしまうようなケースがあった場合に、警察官がなだめに入ることも可能だから 110 番通報してくださいという話があったと思います。その中で、そういったときに子供に手を出してしまうぐらいだったら 110 番をしてご相談したらどうかというようなお話があったと思います。

今回、著名人だということもありますが、ひょっとしたら職を辞するようなことになって

しまうかもしれないということを考えると、110 番通報について、我々はどういうふうにお勧めしたらいいのかなというところがあったものですから、こういった質問が上がったと思います。

この点について、皆様いかがでしょうか。ご質問、ご意見等があれば承りたいと思いますが、いかがですか。

ありがとうございます。では、その辺りはやはりケース・バイ・ケースということになると思いますので、事前に相談するということも含めながら考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

議題（４）「子供の居場所づくり事業について」です。教育総務課から「朝の子供居場所づくり事業について」、放課後児童支援課から「児童ホームを活用した 17 時以降の子どもの居場所づくり事業について」の順にご説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐

教育総務課の島田と申します。

教育総務課からは、朝の子供居場所づくり事業の取組状況についてご説明いたします。

それでは、資料の 3 ページをご覧ください。横判のカラーの資料となります。

まず、「朝の子供居場所づくり事業とは？」ということでございますけれども、皆様のほうで「朝の小 1 の壁問題」というフレーズを耳にされたことがある方もいらっしゃるかと思います。朝の小 1 の壁とは、子供が小学校に進学すると、保育園に通っていたときより登校時間が遅くなること、また、朝の預け先がなくなることによって親が出勤時刻に間に合わなくなる問題のことです。

この事業は、そういった問題の影響で、朝、家で子供だけで過ごす時間ができてしまう、あるいは、保護者の就業形態を検討しなければならない、そういったご家庭の子供たちに学校内で安心して過ごせる居場所を提供する事業でございます。

本市では、今年 3 月から右の地図のところにあります小学校 5 校で事業の試行を開始しております。学校授業のある通常日課時のほか、春休み等の長期休業期間も朝 7 時から居場所を開設しております。

左下に写真がございますけれども、こういった放課後ルームや船っ子教室の場所を使いまして、船橋市生きがい福祉事業団のシルバー人材 3 名が毎朝児童を見守っております。子供たちは、こうした居場所で読書や自習などをして、学校の始業まで、また、春休みなどは放課後ルームや放課後子供教室の開室まで過ごします。

写真の右隣の表の一番右側、上から 2 段目の利用登録児童数でございますが、6 月末現在、試行 5 校の合計で 431 名の登録がございます。そして、一番下のところの利用実績ですが、月ごとの延べ利用人数は、こちらも 5 校の合計で記載しておりますけれども、こういった数値になっております。

現在の試行については来年 3 月 31 日まで実施しまして、その間にこの事業の在り方につ

いて検証するとともに、他の小学校の需要も参考にしながら今後の展開を検討してまいります。仮に他の小学校に拡大する場合には、見守り員のシルバー人材を確保できるかということが課題となってまいります。そのため、生きがい福祉事業団と十分連携しながら進めてまいりたいと思っております。

最後に、この事業を利用いただいている保護者の方のお声を若干紹介したいと思います。保護者の方からは、「この事業があることで出勤時刻の調整が不要になった」であるとか、「雨の降る日などに昇降口の外で待つことなく、見守り員がいる居場所で安全に過ごせて安心できる」という声をいただいております。

教育総務課からは以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

○放課後児童支援課長補佐

放課後児童支援課、宮崎と申します。よろしくお願いいたします。

引き続き、資料の4ページをご覧ください。

児童ホームを活用した17時以降の子どもの居場所づくり事業の現状と今後の方向性についてご説明申し上げます。

初めに、本事業の目的ですが、放課後ルームの待機児童が特に多く発生している学校区の近隣児童ホームを活用することで、子供たちの安心・安全な居場所を確保することを目的としております。具体的には、日曜日と児童ホームの休館日を除いた17時から19時まで、児童ホームの図書室等のスペースを開放し、子供たちに居場所を提供しております。

実施場所につきましては、資料に記載のとおり、市内7つの児童ホーム、習志野台、飯山満、夏見、塚田、宮本、法典、坪井の各児童ホームにおいて実施をしております。

続きまして、直近の利用状況でございますが、令和8年4月から6月までの利用実績についてご説明いたします。数値の推移をご覧くださいますと、4月の延べ利用児童数は251名でしたが、6月には481名と、事業の認知拡大とともに増加傾向にあります。

利用者を属性別に見ますと、小学生の利用が大半を占めておりまして、低学年よりも高学年の利用が多くなっております。これは、低学年の児童は17時の時点で帰宅もしくは放課後ルーム等を利用していることが考えられます。中学生につきましても、利用児童ホームによって偏りはございますが、一定の利用がありまして、6月には63名の利用がございました。

最後に、今後の施設拡大についてでございますが、本事業は先ほど説明したとおり、放課後ルームの待機児童の居場所対策を主な目的として実施しております。そのため、今後の拡大につきましても、まずは市内における放課後ルームの待機児童状況等を精査し、その必要性、緊急性等を踏まえた上で検討を進めてまいりたいと考えております。

ご報告は以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ただいま２課からご報告をいただきました。委員の皆様からご質問、ご意見等を承りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

○加瀬委員

加瀬です。

最初の居場所づくり事業は、シルバー人材センターからの派遣ということで、今後もし場所が増えたときに確保できるかどうかという話が先ほどございましたけれども、この方というのは何か資格が必要なののでしょうか。例えば、元教員であったとか、子供を仕事として見たことのある保母さんとか、そういう資格が必要なのかどうかの一つです。

それと、今説明していただいた児童ホームを活用した 17 時以降の子どもの居場所づくり事業は、17 時から 19 時までの時間だそうですが、ここにいる子供たちは基本的にお迎えが必要なののでしょうか。19 時に子供が一人で帰るのはちょっと危険かなというふうに考えますので、お迎えが必要なものであるのか、この２点をお願いいたします。

○教育総務課長補佐

まず、朝の子供居場所づくり事業の見守り員の方でございますけれども、資格は特に要件としておりません。今見守りをしていただいている方の中には元教員の方がいらっしゃる、大抵の方は子供を育てた経験がある方だと思っております。

○放課後児童支援課長補佐

児童ホームを活用した居場所づくり事業についてですが、17 時から 19 時までの利用児童につきましては、特に保護者のお迎えを必須の要件とはしてございません。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

加瀬委員、いかがですか。今のお答えでよろしいでしょうか。

○加瀬委員

致し方ないかなと。冬の 19 時はちょっと危険もあるのかなと考えますけれども、こういういいことをして何か事故があったら何もならないので、その辺は、まだ始まったばかりですから、今後検討していただけるのかなというふうに期待しております。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。そうですね。今は日が長いですが、日が短くなってきたときには、そのようなインフォメーションといいますか、ご利用される方にはお勧めいただければと思います。

○放課後児童支援課長補佐

会長、放課後児童支援課です。事業の説明の補足になります。

今、冬場のお迎えについて加瀬委員からご心配をいただき、ありがとうございます。こちらの事業は、先ほど申したとおり待機児童への対策となります。船橋市は 9 月を過ぎますと低学年、高学年ともに待機児童が減少します。ですので、基本的には夏休み明けに状況を見て、待機児童が出ていなければ、それ以降についてはやらないという予定であります。

○加瀬委員

分かりました。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

○小出委員

社会福祉協議会の小出です。

説明ありがとうございました。朝の子供の居場所づくりのほうでお聞きしたいのですけれども、今、登録が 431 名ということで、これがどんどん増えていった場合にキャパの問題もあると思うのですが、最終的に利用制限をしてしまうということも想定されているのですか。それとも、申込みがあれば全てすべからく受けていくことを検討しているのか、そこら辺を教えていただければと思います。

○教育総務課長補佐

受入れの上限といいますか、キャパの話ですけれども、今のところ特に上限を設けることは想定しておりません。夏休みに入りまして、多い学校で 1 日当たり 20 人から 30 人となっているのですけれども、見守り員 3 人で特に問題なく見守りが行われておりますので、仮にこれ以上の 50 人、60 人とかになってきた場合は、見守り員の増員も検討していくことになるかと思えます。

○小出委員

よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

そのほかにはよろしいでしょうか。

○原野委員

PTA 連合会の原野と申します。

小 1 の壁と言われるように、朝の子供の居場所づくりというのは本当に保護者にとって悩ましいことだと感じております。知り合いの方は、小学校 1 年生に上がったときに、ご両親が都内に勤務している方で、7 時半に玄関のところに座らせて、7 時半になったら 1 人で出るんだよというふうにお伝えしていたと聞いています。雨が降ったときもずっとそこでじっと待っていたりということも聞いて、子供も本当に気の毒ですし、親も心配だろうなと思っていました。今、試行ということで 5 校になっておりますが、市内には 83 校ございますので、ぜひもっと増やしてほしいというのが希望ではあります。よろしく願いいたします。

○教育総務課長補佐

この事業は小学校を予定していますので、もし市内全校やるとすれば 55 校になることを補足させていただきます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。今後ご検討いただければと思います。今まで外の昇降口近辺で待

っていたということがありましたが、不審者の心配もありましたし、暑さの心配もあります。本当に素晴らしい事業だと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、議題（５）の「船橋市児童福祉審議会委員の推薦について」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○青少年課長

事務局でございます。船橋市児童福祉審議会委員の推薦についてご説明させていただきます。

資料は５ページから９ページとなります。

資料５ページ、令和８年５月１２日付、船政第５００５号にて船橋市長より推薦依頼がございました。

船橋市児童福祉審議会につきましては、「船橋市児童福祉審議会委員の推薦について（依頼）」に記載のとおり、令和８年７月、児童相談所設置市への移行に伴い、法令に基づき、市長の附属機関として船橋市児童福祉審議会を設置することとなりました。

この審議会は４つの部会を設置し、施設部会では児童福祉施設等に係る事項、里親部会では里親の認定に係る事項、権利擁護部会では児童の権利擁護等に係る事項、死亡事例等検証部会では児童虐待による死亡事例等の検証に係る事項についてご審議いただくということでございます。

また、この審議会の設置に伴い、これまで船橋市少年少女団体連絡協議会の大塚委員に出席いただいております船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会は廃止となります。当協議会には施設部会に１名の推薦依頼を頂戴しております。委員のご推薦をよろしくお願いいたします。

なお、資料５ページの４番、書類の提出期限は令和８年６月１日となっておりますが、担当のこども政策課には、こちらの第１回の青少年問題協議会にて推薦について協議することを依頼受領時に説明済みでございます。

事務局からの説明は以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

これにつきましては、資料の５ページを見ていただくとお分かりになると思いますが、５月１２日付で依頼がありました。前任期も私が会長を務めさせていただいておりましたが、第１回の児童福祉審議会が７月１７日に開催されるということもありまして、こども政策課において児童福祉審議会の前に委員委嘱を事前に行うということで事務局から私のほうに相談を受けました。ボーイスカウト、船橋市少年少女団体連絡協議会等、子供たちとたくさんのイベント事業を通じて関わってこられたご経験を児童福祉にも生かしていただけないかと思ひまして、社会福祉審議会児童福祉専門分科委員を務めていただいております大塚委員にご内諾をいただき、委嘱をさせていただきました。

この会議と順番が前後して申し訳ございませんけれども、委員の皆様につきましては、大

塚委員を推薦するということにご承諾をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは、大塚委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回の委嘱につきましては、第1回青少年問題協議会の開催前に皆様にご相談した上で推薦できるよう、こども政策課のほうで推薦の日を調整いただけるということですので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、大塚委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚委員

大塚です。今のお話にありましており、それに基づいて実施したいと思います。いろいろお世話になりまして、どうもありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（6）の「令和7年度青少年関係事業実績報告及び令和8年度青少年関係事業実施計画について」に移らせていただきます。事務局よりお願いいたします。

○青少年課長

事務局でございます。

毎年作成しているものになりますが、お手元にあります黄色い冊子をご覧ください。

令和7年度青少年関係事業実績と令和8年度の実施計画について、黄色の冊子にまとめさせていただきました。見方について簡単に説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

冊子のつくりについては、こちらに記載してあるとおりでございます。9ページ以降になりますけれども、6ページから7ページの目次にあります関係機関ごとに、③の事業名称に記入されている事業実績を⑤から⑧まで記入させていただいています。また、令和8年度の実施計画を⑨、⑩に記載しています。

4ページをご覧ください。

各関係機関、市で実施する事業は、こちらに記載の船橋市青少年総合対策を基本として実施してございます。「1. 基本方針」の下から2行目に、「この船橋市青少年総合対策は、家庭・地域・学校・企業・行政等がそれぞれに役割を果たし、緊密な連携と協力を図り、青少年健全育成施策を積極的に推進するものである。」と記載してございます。本日ご参加の青少年関係機関・団体、船橋市は、それぞれの専門分野を生かし、基本目標（推進目標）に沿った事業を実施しているところでございます。

1ページに戻っていただいて、①の【重点目標】に記載する事項につきましては、先ほどご覧いただきました4ページ、5ページに記載の船橋市青少年総合対策の「3. 基本目標（推進目標）」の中から各団体の実施事業に該当する推進目標を記載させていただいているとこ

ろでございます。

⑩の【R8 目標値】でございますが、所管課による自己目標（数値）を記入しています。

⑧の【R7 達成度】は、目標値と実績値を比較して、2 ページの⑧の四角く囲った表の中を参考に達成度を照らして、A から D の 4 段階の達成度、評価を記入しているところでございます。

⑨の【今後の見込】は、令和 7 年度の実績値を踏まえて、今後の見通しを記載してございます。

9 ページの船橋警察署から 26 ページの船橋市青少年少女団体連絡協議会までの青少年機関・団体については⑨の【今後の見込】まで、27 ページ以降の市及び市教育委員会については⑩の【R8 目標値】まで記入しているところでございます。

また、各公民館が所管するハッピーサタデー事業は、ピックアップして 92 ページから 94 ページに見やすいようにまとめているところでございます。

主に冊子の見方の説明となりましたが、この場でなくても構いませんので、冊子をご覧いただいて気になった点等がございましたら、ご意見を賜って青少年課のほうへご連絡いただければと思います。青少年関係事業の見直し、改善につなげられる資料として活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ただいま事務局より、令和 7 年度青少年関係事業実績報告及び令和 8 年度青少年関係事業実施計画について報告がございました。実績値、達成度、今後の見込、目標値ということで、見やすく改めていただいたと思います。今日配られたばかりですし、今後また皆様のご意見をいただきたいということがありましたので、よろしくお願いいたします。

この件について、委員の皆様からご意見、ご質問を承りたいと思いますが、どなたかございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

まず初めに、船橋市青少年補導委員連絡協議会より、報告事項（1）の船橋市青少年補導委員連絡協議会 50 周年記念行事についてご報告させていただきます。

資料は、こちらの「はばたき」をご覧いただきたいと思います。

ちょうど間の 4 ページ、5 ページを見ていただきたいのですが、おかげさまで 2 月 6 日に設立 50 周年の記念式典を開かせていただきました。関係者の皆様にはご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

それで、記念誌は今なかなか予算的にも難しいということで、ちょっとだけ工夫しまして、この 4 ページ、5 ページの一番下の欄に先輩方がまとめていただいた周年行事を抜粋して、年表 10 周年、年表 20 周年、年表 30 周年ということで、スマホやタブレットで見ていただくとこの内容がご覧になれるようになっております。

そして、一番左端の広報「はばたき」ですけれども、これも先輩方が保存していただいて

いたおかげで、1号から七十何号までと、そこから20号ぐらい飛んでしまうのですが、90号から今の127号までデジタルで一覧で見られるようになっておりますので、お時間があるときにご覧いただければと思います。最初に青少年センターが出来上がった頃から、青少年の成長について皆様からいろいろご指導いただいた記録が残っておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

また、今後とも50周年を節目に意義ある活動を続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。ご清聴いただきましてありがとうございました。

この点について、もしご質問、ご意見等があるようでしたら伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、次に、こども政策課より、報告事項（2）の児童死亡事例対応検証報告書についてご報告がございました。お願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課の狩野です。

資料17ページ、報告事項2－1【概要版】児童死亡事例対応検証報告書をご覧ください。

令和5年7月に船橋市で生後11か月の男児が死亡するという痛ましい事例が発生したことにより、本市は船橋市児童死亡事例対応検証委員会を設置し、今後の取り組むべき課題とそれに対する方策を提言することを目的として、資料に記載の委員の皆様にご議論いただいております。令和6年8月から5回の会議を経まして、令和8年3月25日に委員長から市長に児童死亡事例対応検証報告書が提出されております。

本日は、この報告書について、令和6年度第1回船橋市青少年問題協議会において岩井委員から報告を受けたいとご提案をいただきましたので、概要版にてご報告させていただきます。

まず、資料をご説明する前に、組織や関係団体などの表記は、当事者のプライバシーに配慮いたしまして、所管事務の内容やアルファベット表記で記載しておりますので、ご了承ください。

それでは、「事例の概要等」です。

本児は令和4年8月にA市で出生、ネグレクトの疑いで通告があり、A市児童相談所は本児を一時保護いたしました。令和4年9月初旬に、本児はまだ一時保護中でしたが、A市から本市に転居し、令和5年4月にE保育園に入園、一時保護が解除されました。A市児童相談所と県児童相談所はケース移管の協議を開始し、令和5年6月にケース移管が完了しております。本家庭は令和5年6月に市内転居し、それに伴い、本児はE保育園を退園しております。令和5年5月と7月6日に個別ケース検討会議を実施していましたが、令和5年7月26日に本児が救急搬送され、その後、死亡が確認されたというものでございます。

右は、本家庭の世帯構成でございます。

次の18ページをご覧ください。

資料は、本事案を検証していく中で表れた問題点・課題を左に、提言を右に整理しております。提言の順番に従いましてご説明させていただきます。

まず、「提言1 児童虐待に関する基本的理解と対応力の強化」でございます。

問題点・課題の1つ目が、関係機関職員が持つ児童虐待に関する基礎知識等が不十分であったことでございます。これについて、関係機関職員の資質向上として、各機関の役割に応じた研修を企画・実施することなどのご提言をいただいております。

2つ目は、傷あざ等の把握に伴い、リスク評価の見直しについて検討が必要であったこと、より丁寧に関係機関と情報共有する必要性があったことでございます。これについて、組織的な支援方針の検討・決定として、要対協を構成する各関係機関は、主体性を発揮して見解を表明し、情報を提供することで連携を図り、関係機関相互の意見を尊重した合意形成により方針決定を行うことなどのご提言をいただいております。

なお、要対協について簡単にご説明しますと、児童福祉法第25条の2第2項を根拠といたしまして、要保護児童の早期発見及びその適切な保護、要支援児童などへの適切な支援などを図ることを目的として、船橋市の関係機関だけではなく、外部の機関や団体などで構成されている組織でございます。

次に、「提言2 家庭に寄り添う支援の実施」です。

問題点・課題は、本児の転退園に伴うリスク評価をより慎重に行う必要があったことです。これについては、提言を3ついただいております。1つ目が、養育支援の活用として、家庭全体の養育力のアセスメントにより、保護者を含めた包括的な支援を実施することなど、2つ目が、少しでも手続面や費用面での負担軽減を図り、利用しやすい養育支援サービスを提供すること、3つ目が、母子保健の支援の在り方として、保護者に対し丁寧にに関わり、予防的な視点を持って支援に臨むことなどのご提言をいただいております。

次の19ページをご覧ください。

「提言3 要対協の在り方」でございます。

問題点・課題の1つ目が、個別ケース検討会議は関係機関が一堂に会して情報共有や協議を行う貴重な場であることの重要性について、さらなる理解が必要であったことです。これについては、個別ケース検討会議への参加と決定事項の取扱いとして、個別ケース検討会議に各機関は必ず出席し、出席要請の際は関係機関が主体的に出席するよう働きかけること、決定された支援方針などは、組織として意思決定をした上で支援を実施することなどのご提言をいただいております。

2つ目が、個別ケース検討会議の会議録について、情報共有の仕組みが必要であったことです。これについて、個別ケース検討会議における会議録の作成と共有として、会議録作成者を明確にし、関係機関で共有することなどのご提言をいただいております。

3つ目は、新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかったことです。これについては、情報共有体制の構築として、各関係機関が対象ケースの情報共有の在り方を見直すことなどのご提言をいただいております。

次の 20 ページをご覧ください。

「提言 4 児童相談所と市関係機関との連携」でございます。これは、市児童相談所設置の際に対応を求めるものとしてご提言いただいたものでございます。

問題点・課題の 1 つ目が、一時保護中の転居やケース移管協議中の転居という複雑な状況下で、柔軟な対応が求められる状況であったことでございます。これについて、ケース移管の時期と関係機関との連携として、転居前後を所管する両児童相談所は、移管前の段階から積極的に連携し、関係機関との情報共有を図ることなどのご提言をいただいております。

2 つ目は、19 ページの再掲となりますが、新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかったことです。これについては、新規に関係機関となった組織との連携として、市の児童相談所は、新たに関与する関係機関に対し、情報を提供するとともに、必要な説明を行うことで円滑な支援の実施につなげることをご提言いただいております。

資料の説明は以上でございますが、各所管においては、今回いただいたご提言を踏まえた取組を実施しているところでございます。来年度、児童福祉審議会の死亡事例等検証部会にて、令和 8 年度に実施した取組の内容、状況をご報告し、ご評価をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

こども政策課よりご報告をいただきました。お話しいただいた以上の内容についての質問等にはお答えできないということですが、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。

○岩井委員

報告を求めていることに対してご報告いただきまして、ありがとうございました。

一つだけ、最後のところの実施についてですが、特に要対協の在り方や児童相談所と市関係機関との連携ということで具体的に提案がされているのですが、これはいつから実施されるのでしょうか。特に要対協の関係はかなり重要なことが書かれているので、この中身は直ちに実施しないとまずいのではないかなと思ったのですが、その辺りはどのように考えていらっしゃるのですか。

○鈴木（尚）委員

こども家庭部長の鈴木です。

令和 6 年度は児童相談所開設準備課長でして、要対協の所管をしている家庭児童相談室も児相準備課の中にございました。

まず、提言の中の個別ケース検討会議への参加と決定事項の取扱いや会議録の作成と共有については、この提言が出る以前から、たしか今回の件は令和 6 年 7 月 10 日に母が逮捕されたという報道をきっかけに死亡事例等検証委員会を設置したのですが、検証報告を待たずに

対応できるものは既に家庭児童相談室の中で対応しております。

例えば、個別ケース検討会議への参加については、令和6年の7月か8月ぐらいに局長名で文書を発しまして、必ず市担当部局のほうからは出席をすること、出席できない場合は代理人を出すこと、また、会議録についても、既にその当時から会議録の作成は要対協の事務局である家庭児童相談室とし、関係機関に確認した上で共有するといった内容で行っております。

また、「提言4 児童相談所と市関係機関との連携」についても、7月以降、既に市児童相談所が開設されておりますので、市児童相談所とこども家庭センターにおいて、ケースの移管協議やどちらを主担当とするなどといった協議を行っているところでございます。

以上です。

○岩井委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。この内容を見ていますと、確かに足りなかった部分も見受けられますので、この辺りは慎重に進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにはよろしいですか。ご意見はありませんでしょうか。ありがとうございました。

最後に、児童相談所より児童相談所の開設についてご報告がございます。お願いいたします。

○奥野委員

児童相談所の奥野でございます。資料の21ページをご覧ください。

冒頭の市長からのお話でもございましたように、本年7月1日をもちまして、船橋市は児童相談所設置市としての政令指定を受けることになりました。それに伴いまして、船橋市児童相談所が新たに設置されることになりましたので、そのご報告をさせていただきます。

資料にございますように、令和6年6月から工事に着手しておりました船橋市児童相談所の整備につきましては、今年の3月23日に竣工いたしまして、以降、3か月の開設準備期間を経まして、本年7月1日に開設となっております。中核市としては千葉県内で初、全国の中核市としては8番目の児童相談所の設置となっております。

船橋市児童相談所が目指す姿といたしまして、船橋市の総人口は65万人を超えておりまして、政令指定都市を除きますと全国で最も人口規模の大きい市となっております。17歳以下の児童人口、いわゆる未成年者の人口につきましても、令和8年4月時点で9万人を超えております。そのような中で、基礎自治体である船橋市が設置する児童相談所として、市民にとって身近な相談窓口となるだけでなく、地域住民や子供に係る全ての団体や機関に浸透した信頼ある機関となり、さらに、こども家庭センターをはじめとする児童福祉に関連する全ての機関、団体、個人との連携を十分に図り、船橋市の全ての子供の安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援していくことを目指しております。

開設時の組織体制といたしましては、専門職管理職として、弁護士、医師、児童福祉司、児童心理司、一時保護所を含めまして、13 係 149 名の常勤職員、また、県からの派遣職員も含みますけれども、開設を迎えております。

各課の業務内容は、こちらの表になってございますのでご覧ください。

裏に行きまして、所在地につきましては、JR 南船橋から徒歩 6 分の場所でございます。鉄筋コンクリート造り、地上 3 階建て、延べ面積が 3,615.61 平米となっております。

児童相談所には一時保護所が付設されておりまして、児童相談所の 1 階部分に事務室、面接室、親子交流スペース、多目的トイレ、授乳室、集団面接室兼会議室、ファイル室などを設けております。2 階、3 階部分を使いまして、一時保護所、事務室、児童・幼児用居室、医務室、食堂、学習室、ラウンジ、中庭、防災用備蓄倉庫、体育館、屋上広場などがございまして、一時保護所の定員は 32 名という形で運用しております。

以上、報告でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の議事等は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして会議を円滑に進めることができましたことに感謝申し上げます。

事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局でございます。

次回の青少年問題協議会の開催予定ですが、令和 8 年 11 月 4 日（水曜日）、午後 2 時から、ここ市役所 6 階、602 会議室を予定しております。よろしくお願いいたします。

また、会議終了後、駐車印を押印しますので、お車の方は受付までお越しいただければと思います。

事務局からは以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回船橋市青少年問題協議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。

午前 11 時 14 分 閉会